

令和6年ハブクラゲ発生注意報発令要領

1 趣 旨

本県には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、年間100人前後の刺症被害が発生している。

これから本格的な海水浴シーズンを迎え、海に出入りする機会が多くなるが、ハブクラゲは6月頃から人体に被害を与える大きさに成長するため、マリンレジャーの際には十分注意する必要がある。

このようなことを鑑み、広く県民及び観光客に対し、ハブクラゲ刺症についての注意を喚起し、ハブクラゲによる被害の未然防止を図る。

2 発令期間

令和6年6月1日（土）～9月30日（月）

3 広報活動

- (1) 県内の報道機関に対し、注意報発令の趣旨、ハブクラゲ刺症に関する情報等を提供し、ハブクラゲ刺症防止について協力を要請する。
- (2) 県の機関や市町村、各種団体等に対し、注意報発令を通知し、リーフレット、ポスター等を配布するとともに、各種広報媒体への掲載を依頼する等協力を呼びかける。
- (3) ハブクラゲ発生注意報 別紙のとおり

令和6年ハブクラゲ発生注意報

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、一年のうち6月はじめ頃から人体へ影響を及ぼす大きさに急激に成長します。この時期は、海水浴、マリンレジャー等で海への出入りが多く、刺症被害も多く発生しています。

令和5年は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害66件の内、11件（約17%）がハブクラゲによるものです。

県では、令和6年6月1日から9月30日までの間、ハブクラゲ発生注意報を発令し、広く県民や国内外から訪れる観光客に対し、ハブクラゲによる刺症被害を未然に防止するよう呼びかけます。

ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには、

- ①海水浴をする場合は、肌の露出を避け、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。
- ②海に出かける際には、酢（食酢）を持参しましょう。

ハブクラゲに刺された場合は、落ち着いて対処し、

- ①まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。
- ②刺された部分はこすらずに、酢（食酢）をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。
- ③応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

ビーチ管理者は、ハブクラゲ侵入防止ネット内での刺症事故が発生しないよう、ネットの管理を徹底しましょう。

令和6年6月1日

沖縄県保健医療介護部長

糸数 公